第四章　中間連結包括利益計算書

第一節　総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第百七十八条　中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結包括利益計算書は、様式第十五号により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第百七十九条　中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載を行つたものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第百八十条　中間連結包括利益計算書は、中間純利益又は中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第百八十一条　第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。この場合において、同条第三項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

第三節　中間包括利益

（中間包括利益）

第百八十二条　中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

２　前項に規定する中間包括利益金額については、第一種中間連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第五章　中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第百八十三条　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第十六号又は様式第十七号により記載するものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第百八十四条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高